



重症心身障害児(者)等受入促進事業のご案内

富山県では、障害福祉サービス等を提供する法人を対象に、医療的ケア^{*1}が必要な重症心身障害児(者)等^{*2}の方の受け入れに必要な環境整備に要する経費を補助しています。

対 象

次の①と②の両方に該当する法人

- ①富山県内で、生活介護、短期入所（福祉型）、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかを行う事業所を設置する法人
- ②令和7年4月以降に、医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等の方にサービスを提供する法人

補助する経費

次の①、②に掲げる経費であって、令和8年3月31日までに発注から支払いまで、全て完了するもの

- ①医療的ケアに必要な物品等の購入費
人工呼吸器、たん吸引器、血中酸素濃度計などの医療器具その他医療的ケアに必要な物品等の購入費用（ガーゼやカテーテル等の消耗品は除く）。
- ②重症心身障害児者等の受入れにあたって必要な施設改修費
バリアフリー化改修、安全確保のための改修その他受入れに必要な施設の改修費用

補助額

- ・ 50万円以内（1法人につき年1回に限る。）
- ・ 要した費用の1/2以内（千円未満は切り捨て）
例：費用が100万円以上で、全額補助対象であれば、最高50万円の補助になります。

申請に必要な書類

- ・ 申請書、事業計画書、収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ・ 参考資料（受入れ利用児(者)に医療的ケアが必要であることや重症心身障害児(者)であることがわかるもの 等）

*** 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

(<https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougai sha/ji gyousha/kj00020584.html>)



問い合わせ先及び申請書類提出先

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
電 話 076-444-3213 F A X 076-444-3494
メールアドレス：ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

申請締切 令和8年2月末日

裏面もあります

【* 1 「医療的ケア」について】



①点滴の管理 ②中心静脈栄養 ③ストーマ（人工肛門）の処置 ④酸素療法 ⑤レスピレーター（人工呼吸器） ⑥気管切開の処置（カニューレ交換、消毒等） ⑦疼痛の看護（鎮痛薬の点滴や注射 等） ⑧経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう） ⑨褥瘡の処置	⑩留置カテーテル ⑪咽頭エアウェイ ⑫吸引（気管、鼻腔、口腔） ⑬導尿 ⑭吸入 ⑮摘便、洗腸などの排便管理 ⑯てんかん発作時の処置や対応 ⑰インスリン注射 ⑱その他医療的ケアと県が認めたもの
--	---

【* 2 「重症心身障害児（者）等」について】 次の①～②のいずれかに該当

- | |
|---|
| ① 医療ケア及び常時介護が必要な重症心身障害児（者）等であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。 |
| ② 医療的ケア及び常時介護が必要な難病（ALS、筋ジストロフィー）患児（者）であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。 |